

岡山市バリアフリー基本計画

素案

令和3年12月時点

岡山市

目 次

第1章	岡山市バリアフリー基本計画について	1
1.1	計画策定の背景と目的	1
1.2	計画の位置づけ	3
1.3	計画期間	4
第2章	岡山市のバリアフリーに関する現状と課題	5
2.1	岡山市の概況	5
2.2	バリアフリーに対する市民ニーズ	14
2.3	基本計画策定に向けた課題の整理	15
第3章	岡山市バリアフリー基本計画の理念と方針	16
3.1	基本理念	16
3.2	基本方針	16
3.3	役割分担	18
第4章	移動等円滑化促進方針	19
4.1	移動等円滑化促進地区・生活関連施設・生活関連経路の設定	19
4.2	移動等円滑化促進地区	24
4.3	移動等円滑化促進地区における取組	39
4.4	行為の届出制度	54
第5章	移動等円滑化基本構想	64
5.1	重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路の設定	64
5.2	重点整備地区	66
5.3	重点整備地区における取組	71
5.4	特定事業等	80
第6章	バリアフリーの推進に向けて	153
6.1	ソフト施策の推進.....	153
6.2	計画の評価・見直し.....	156

第1章 岡山市バリアフリー基本計画について

1.1 計画策定の背景と目的

我が国においては、急速な高齢化が進み、65歳以上の高齢者人口は3,588万人（令和元年9月15日総務省発表）、総人口に占める割合は28.4%と過去最高となりました。本市においても高齢者人口は増加する傾向にあり、2045年には高齢化率が33%に上昇すると予測されています。このような高齢化社会の進行に伴い、日常生活や社会生活において様々な障壁を感じる人の割合も今後さらに高まっていくことが想定されます。

また、障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念が浸透するとともに、年齢や性別、国籍、個人の能力に関わらず、誰もが能力発揮できる共生社会の実現の必要性が高まっています。

こうした中、国においては平成18年にハートビル法、交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）を制定し、それ以降も社会情勢等を踏まえた法改正を行い、より一層のバリアフリー化の推進を図ってきています。

その中で、平成30年のバリアフリー法の一部改正においては、移動等円滑化促進方針の制度を新設するとともに、移動等円滑化基本構想の制度とあわせて、市町村の作成を努力義務化しバリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組の強化を図ることとしています。

本計画は、平成30年のバリアフリー法の一部改正を踏まえ、移動等円滑化促進方針と移動等円滑化基本構想を示す「岡山市バリアフリー基本計画」を策定し、面的・一体的なバリアフリー化の推進を図ることを目的としております。

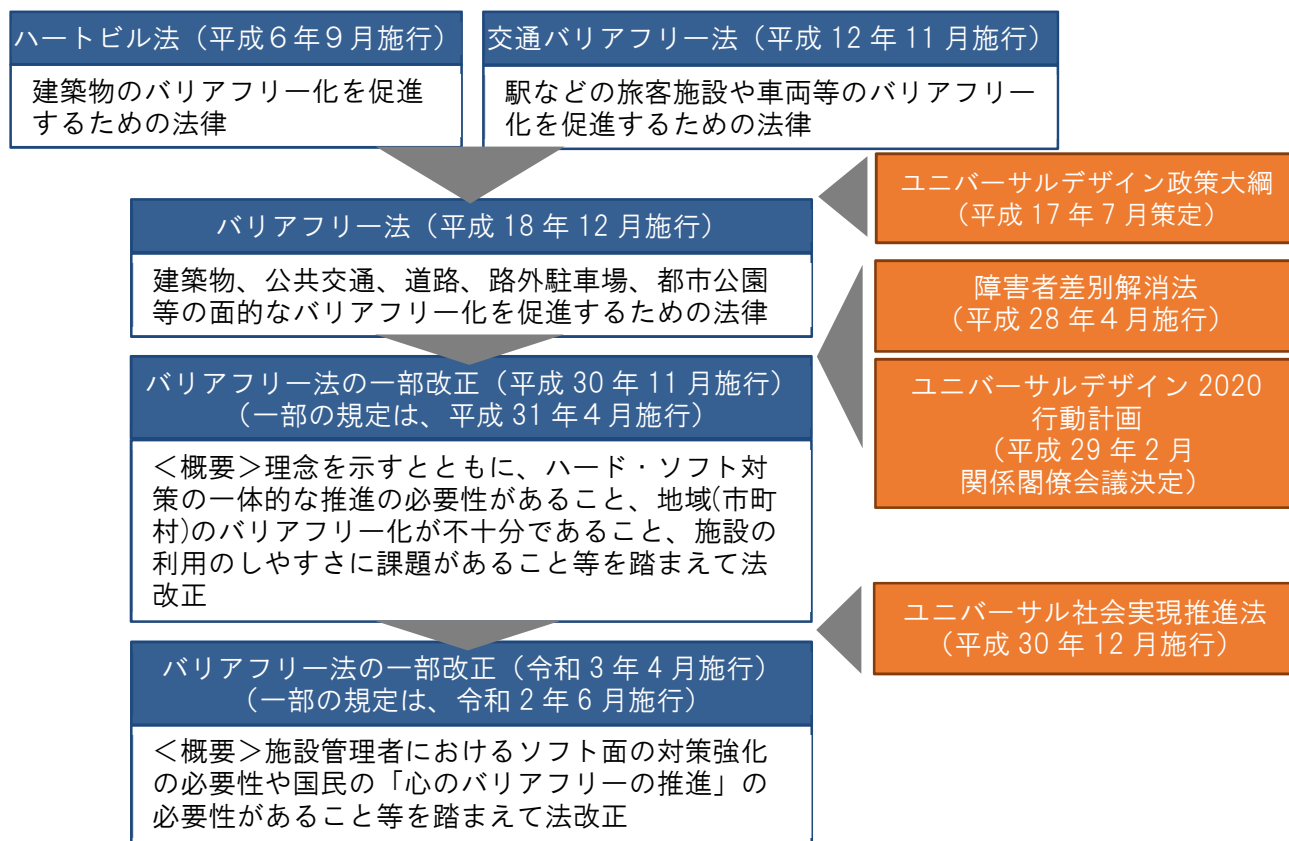


図1-1 バリアフリー法の経緯

バリアフリー法の制度概要

※法改正の内容について、赤字は平成30年11月1日、平成31年4月1日施行
橙字は令和2年6月19日施行
青字は令和3年4月1日施行

1. 基本理念

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行わなければならないことを基本理念として明記

2. 国が定める基本方針

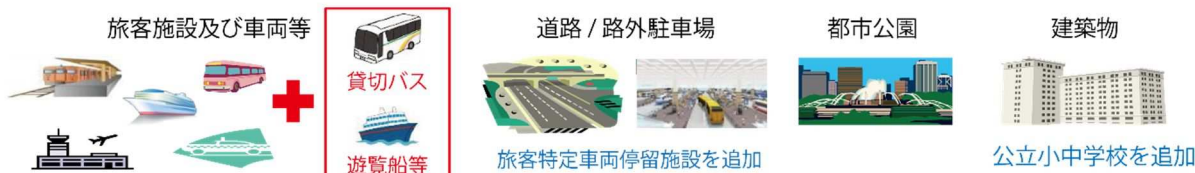
- 移動等円滑化の意義及び目標
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 移動等円滑化促進方針の指針
- 基本構想の指針
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- 情報提供に関する事項
- その他移動等の円滑化の促進に関する事項

3. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

4. 公共公共施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、**情報提供**、**優先席**、**車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務**
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守（新設等は義務、既存は努力義務）
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務（一定規模以上の公共交通事業者等）

【バリアフリー化基準適合義務の対象施設】

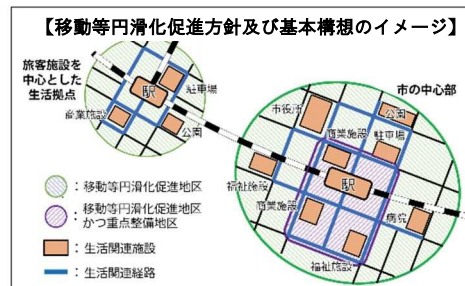


5. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成する**移動等円滑化基本方針**や**基本構想**に基づき、地域における**重点的かつ一体的なバリアフリー化**を推進

新設（努力義務） 努力義務化

- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する**教育啓発特定事業**を位置付けることで、関係者による事業の実施を促進
- ・**定期的な評価・見直しの努力義務**



6. 当事者による評価

- ・高齢者・障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、**移動等円滑化の進展状況を把握・評価**（移動等円滑化評価会議）

国土交通省資料を基に作成

1.2 計画の位置づけ

本計画は、バリアフリー法第 24 条の 2 及び第 25 条に基づく法定計画であり、上位計画である「岡山市第六次総合計画」や「岡山市ユニバーサルデザイン・共生社会推進基本方針」を受け、「岡山市都市計画マスタープラン」等の関連計画と連携し、バリアフリー化を重点的かつ一体的に促進するための指針を示すものです。

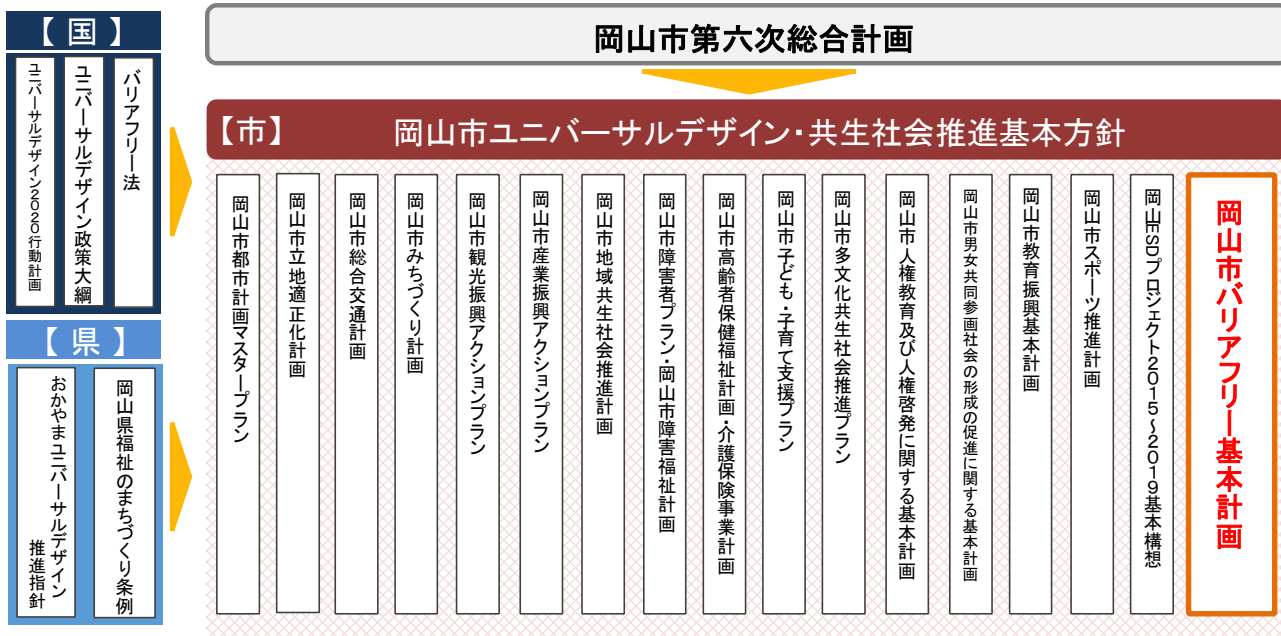


図 1-2 バリアフリー基本計画の位置づけ

《参考》

◆移動等円滑化促進方針（バリアフリー法第 24 条の 2）・移動等円滑化基本構想（法第 25 条）

市町村は、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、移動等円滑化促進方針、移動等円滑化基本構想を策定するよう努めることとされています。移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想はともに、地区を設定し、面的・一体的なバリアフリー化を推進するための計画を策定するものですが、移動等円滑化促進方針では、地区のバリアフリー化の方針を示し、移動等円滑化基本構想では、地区における具体的実施事業を示す必要があります。

表 1-1 移動等円滑化促進方針と移動等円滑化基本構想の概要

	移動等円滑化促進方針 (バリアフリー法第24条の2)	移動等円滑化基本構想 (バリアフリー法第25条)
地区の設定	移動等円滑化促進地区の設定	重点整備地区の設定
概要	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの 具体的な事業化の動きがなくても、方針を示すことで地域におけるバリアフリー化の考え方を共有することが可能 具体の事業計画である基本構想作成へのステップアップに繋がる 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、市町村が具体的な事業を位置付けた計画を作成 基本構想にて設置する協議会を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、面的・一体的なバリアフリー化が可能
記載事項	<ol style="list-style-type: none"> 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針 移動等円滑化促進地区の位置及び区域 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項 行為の届出等に関する事項 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項 その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項 移動等円滑化促進方針の評価に関する事項 	<ol style="list-style-type: none"> 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針 重点整備地区の位置及び区域 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項 ①5. と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項 ②自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備 ③その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項 ④基本構想の評価に関する事項（スパイラルアップに向けた継続した取組）

◆岡山市ユニバーサルデザイン・共生社会推進基本方針

岡山市では、だれもが暮らしやすい岡山市をめざして、ユニバーサルデザインの考え方を様々な政策の基本に据え、ハード・ソフトの両面からユニバーサルデザインのまちづくりを計画的に進めていくために、「岡山市ユニバーサルデザイン・共生社会推進基本方針」を平成31年3月に策定しています。

基本理念に「誰もが自分らしく 安心・快適に暮らせるユニバーサルデザイン・共生のまちづくり」を掲げ、「安全・快適なユニバーサルデザインの都市空間づくり」、「人にやさしいユニバーサルデザインの社会環境づくり」、「ユニバーサルデザインを实践する人づくり」を基本目標としています。

基本目標「安全・快適なユニバーサルデザインの都市空間づくり」には、不特定多数の人が利用する公共的施設や、それらを結ぶ経路のバリアフリー化をこれまで以上に推進するため、「移動等円滑化基本構想」を策定し、これに基づく取組を進めていくことが位置づけられています。

1.3 計画期間

本計画は、市の都市計画等と密接に関わるものであることから、目標年次は岡山市都市計画マスタープラン及び岡山市立地適正化計画との整合を図り、令和20年度とします。

第2章 岡山市のバリアフリーに関する現状と課題

2.1 岡山市の概況

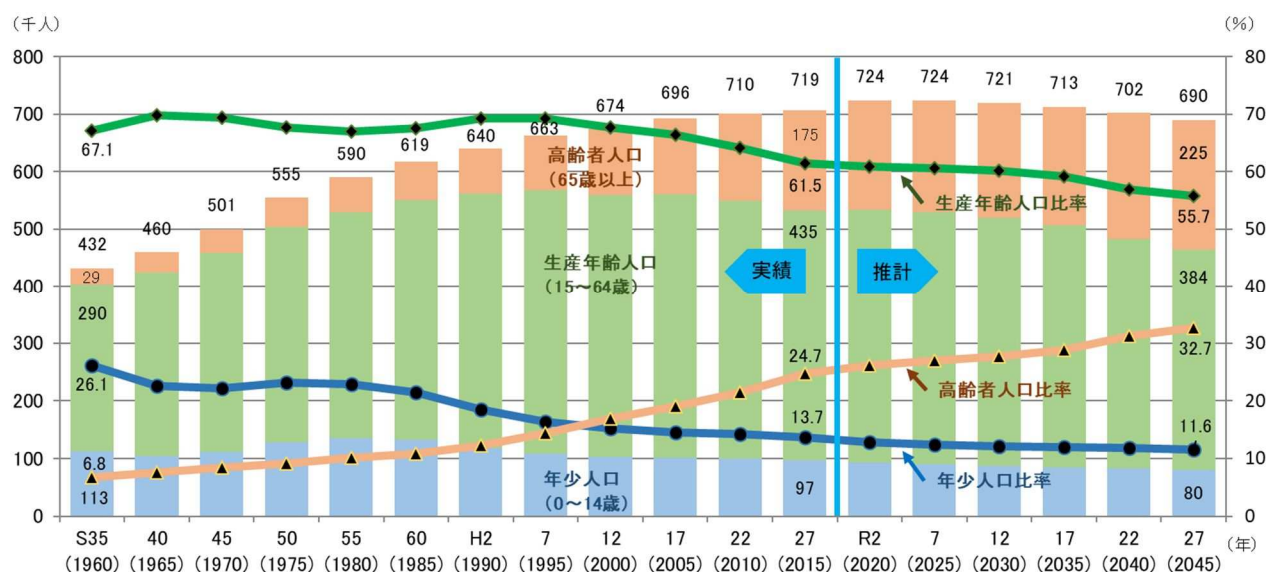
(1) 人口等の推移

1) 人口・高齢化率

岡山市の人口は、令和3年4月1日現在で、719,134人※となっています。また、自然減が社会増を上回り、人口減少局面を迎えており、令和27年には約69万人まで減少する見通しとなっています。

一方、高齢化率は上昇を続け、令和27年には32.7%まで上昇することが予測されています。

※推計人口：「国勢調査」の結果を基礎として、住民基本台帳の日本人及び外国人の出生、死亡、転入、転出等の数を加減して岡山県が毎月推計を行っているもの。

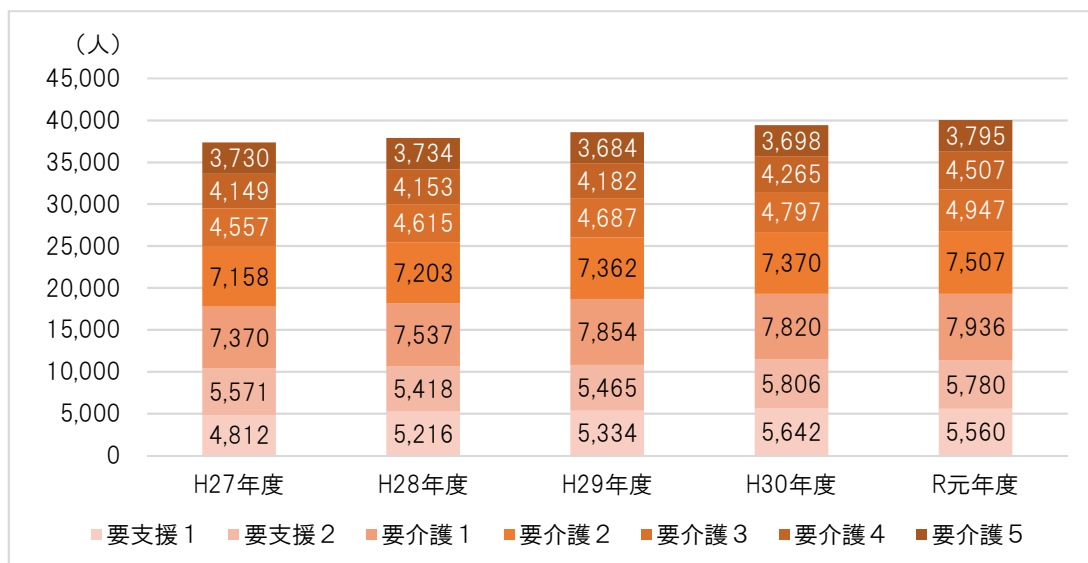


出典：総務省「国勢調査」(S35~H27)、岡山市推計(R2~R27)

図 2-1 人口・高齢化率の見通し

2) 要支援・要介護認定者数

岡山市の要支援・要介護認定者数は、年々増加しており、令和元年度末時点で、40,032 人となっています。



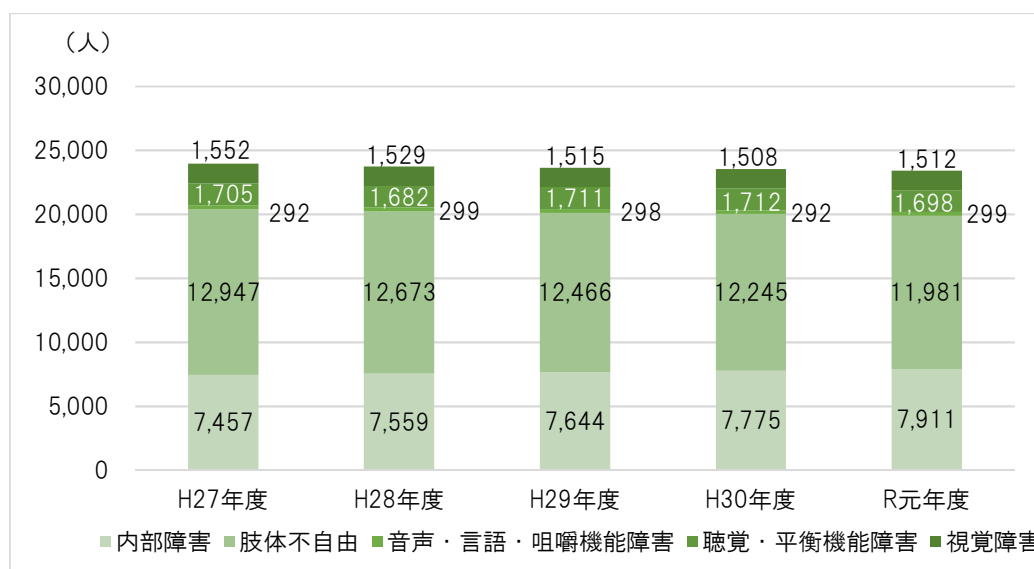
出典：岡山市介護保険事業状況報告(各年度 3 月末時点の数値)

図 2-2 要支援・要介護認定者数の推移

3) 障害者数

身体障害者、知的障害者、精神障害者の総数は、令和元年度で岡山市人口の約 5% にあたる約 36,000 人となっています。

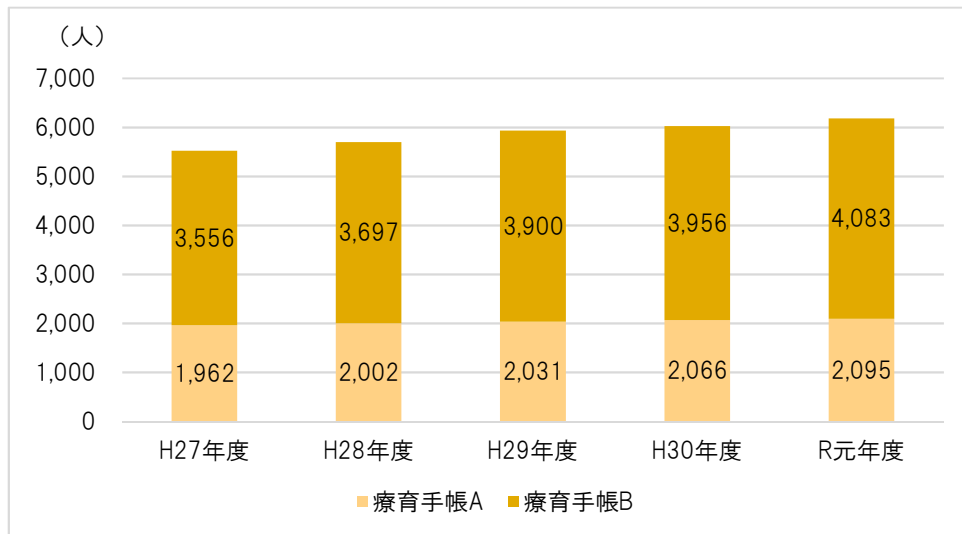
身体障害者の障害種別では肢体不自由が最も多く、次いで内部障害、聴覚・平衡機能障害となっています。



出典：岡山市障害者プラン及び第 6 期岡山市障害福祉計画・第 2 期岡山市障害児福祉計画 (R3.4)

図 2-3 身体障害者数の推移 (障害者別)

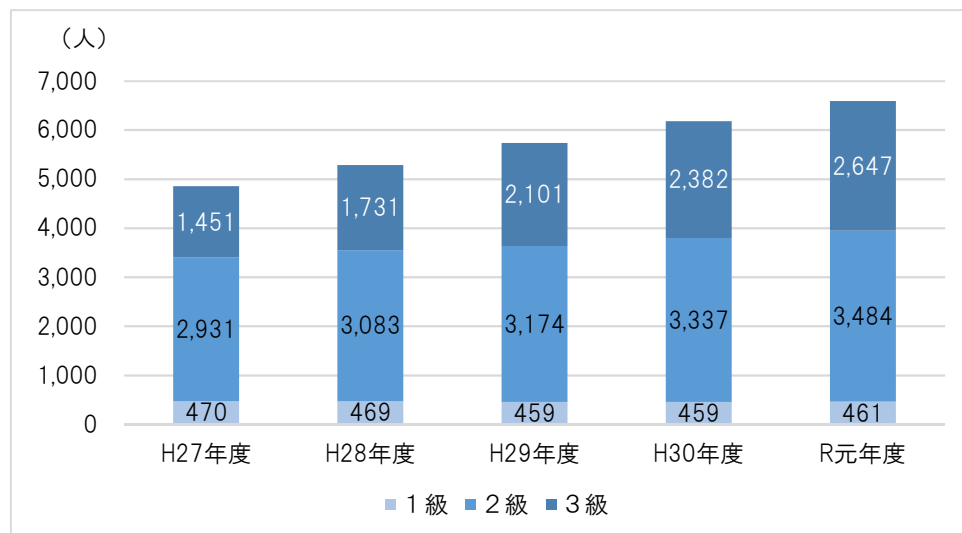
知的障害者は、年々増加する傾向にあり、平成 27 年度から令和元年度までに重度とされる療育手帳 A 所持者が 527 人、中・軽度とされる療育手帳 B 所持者が 133 人増加しており、全体では約 12%の増加となっています。



出典：岡山市障害者プラン及び第6期岡山市障害福祉計画・第2期岡山市障害児福祉計画（R3.4）

図 2-4 知的障害者数の推移（等級別）

精神障害者についても、年々増加する傾向にあり、軽度とされる3級が特に増加しています。全体では平成 27 年度から令和元年度までに約 36%増加しています。

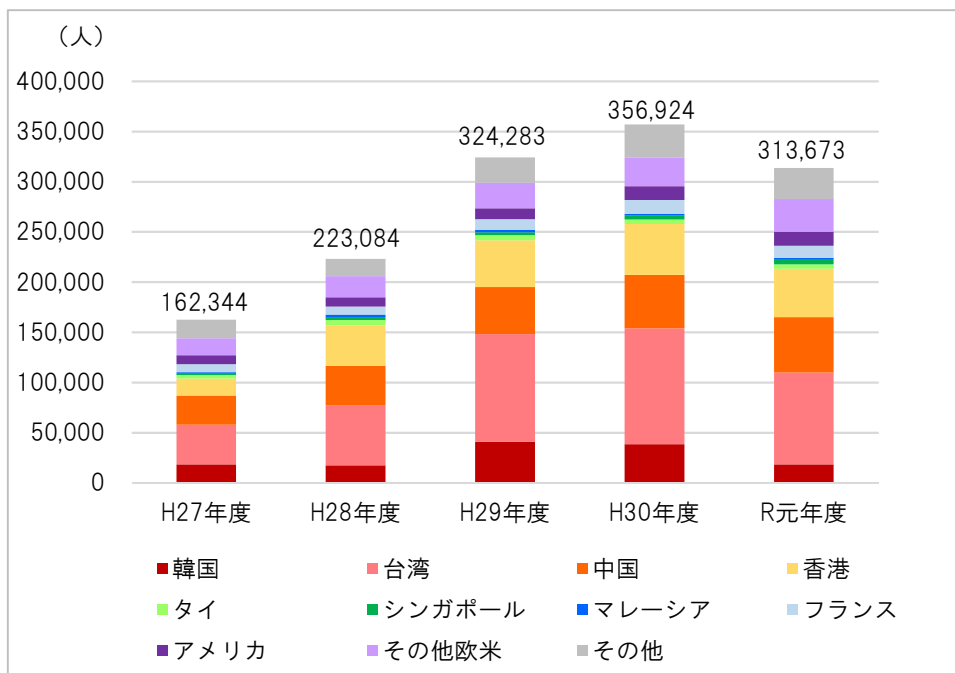


出典：岡山市障害者プラン及び第6期岡山市障害福祉計画・第2期岡山市障害児福祉計画（R3.4）

図 2-5 精神障害者数の推移（等級別）

4) 外国人数

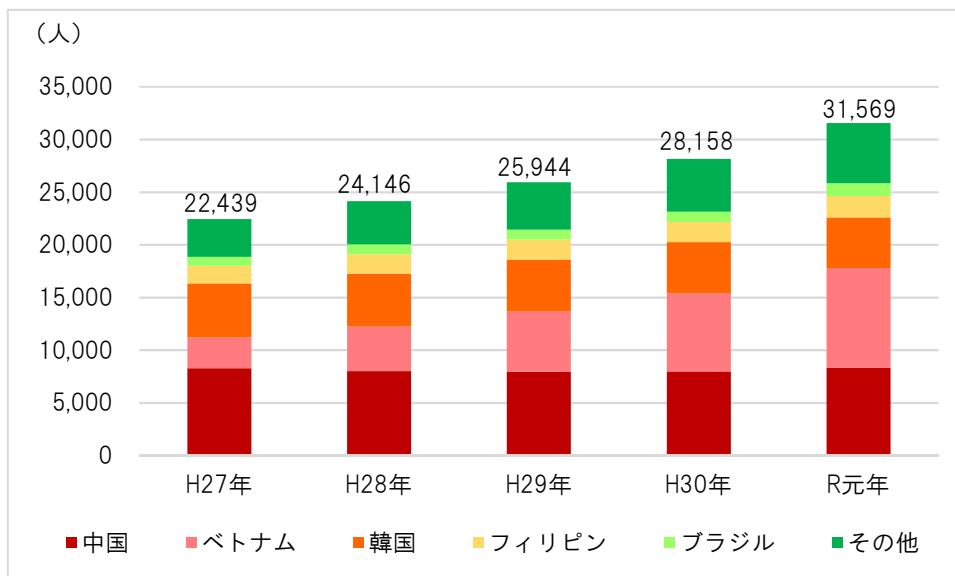
岡山県の外国人旅行者宿泊者数は、平成 30 年度から令和元年度にかけて減少したものの、長期的には増加傾向にあり、平成 27 年度から令和元年度にかけて約 1.9 倍に増えています。



出典：岡山県報道発表資料「外国人旅行者宿泊者数調査結果」

図 2-6 岡山県における外国人旅行者宿泊者数

岡山県の在留外国人数は、年々増加する傾向にあり、平成 27 年から令和元年にかけて、約 41%増加しております。



出典：岡山県 HP「在留外国人数の推移」

図 2-7 岡山県における在留外国人数

(2) 公共交通機関におけるバリアフリー化の現状

1) 鉄道駅

岡山市には、西日本旅客鉄道株式会社の6路線（山陽本線、瀬戸大橋線、赤穂線、吉備線、津山線、宇野線）が運行しており、33駅が位置しています。

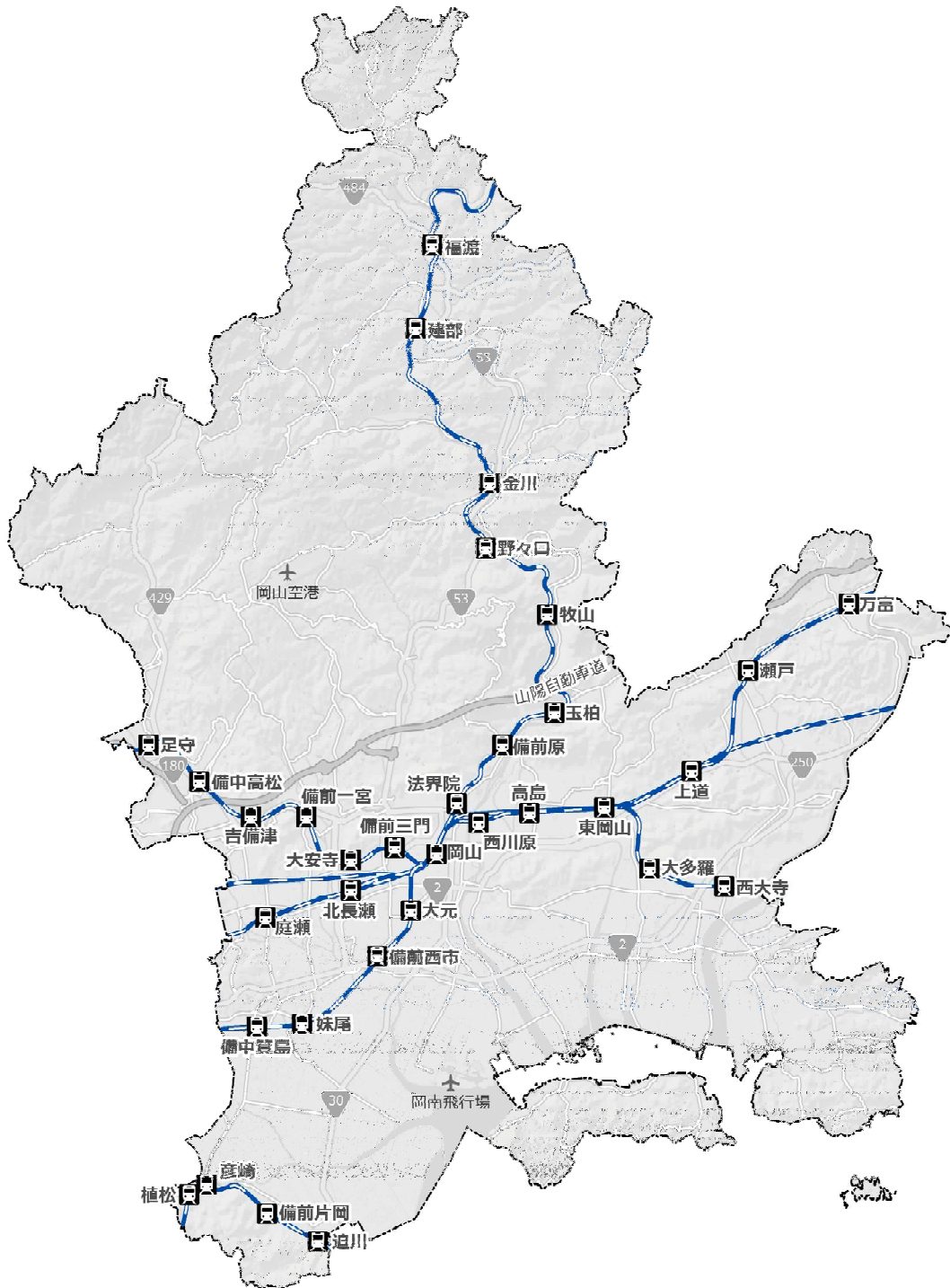
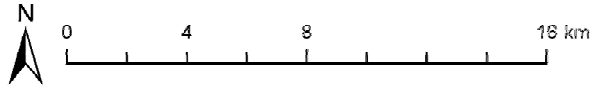


図 2-8 岡山市鉄道路線図

1日の平均乗降客数2,000人以上の鉄道駅について、視覚障害者誘導用ブロックはすべての駅に設置されていますが、段差については一部の駅で解消されていない状況です。また、障害者対応型トイレが設置されているのは半数程度となっています。

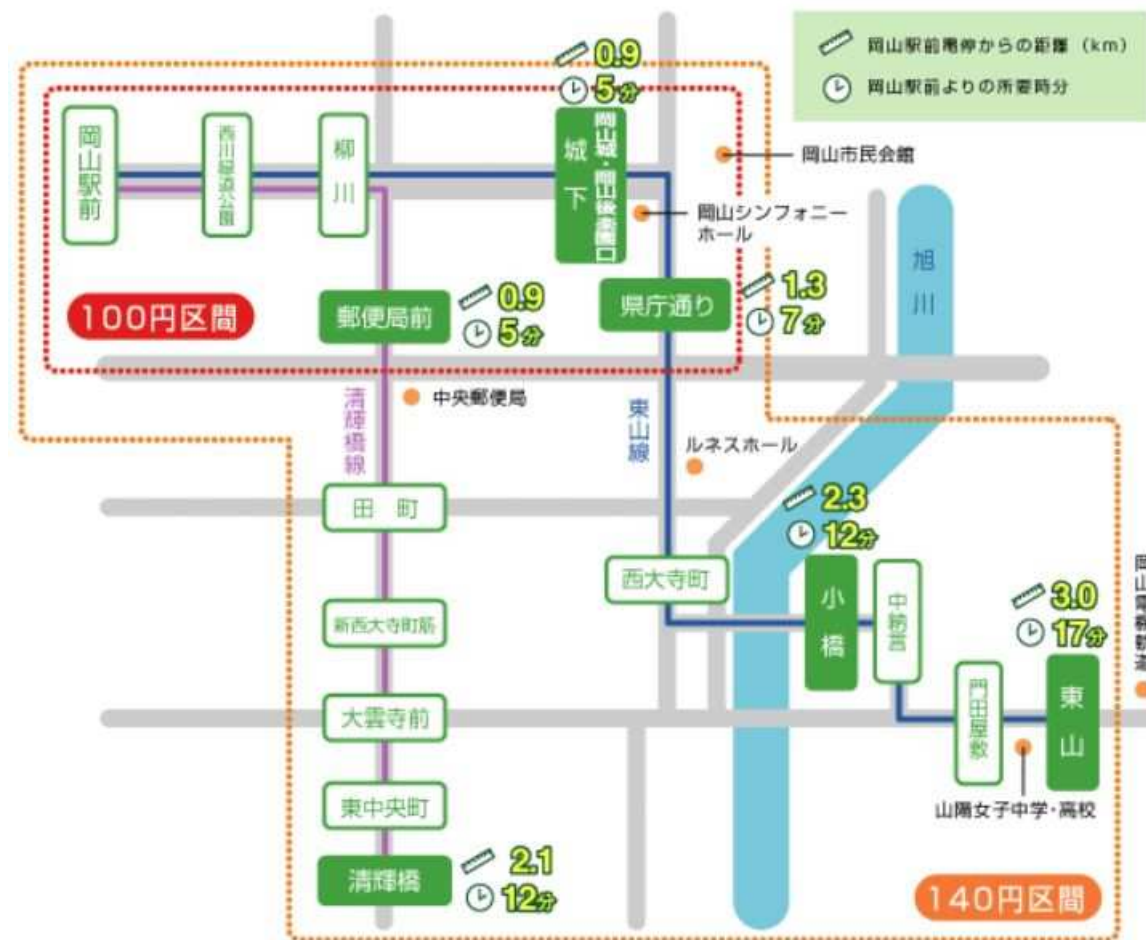
表 2-1 市内鉄道駅（平均乗降客数 2,000 人以上/日）のバリアフリー状況

駅名	1日の平均乗降客数 (R元年度)	段差解消	視覚障害者用 誘導ブロック	障害者対応型 トイレ	案内設備
岡山	138,650	○	○	○	○
北長瀬	9,430	○	○	○	○
庭瀬	8,682	○	○	○	○
東岡山	7,948	○	○	○	○
西川原	7,746	○	○	×	○
西大寺	7,262	○	○	○	○
高島	7,102	×	○	○	○
妹尾	6,326	○	○	○	×
瀬戸	5,360	○	○	○	○
大元	3,674	○	○	○	×
備前西市	3,626	○	○	×	×
大多羅	3,246	○	○	×	×
上道	2,912	×	○	×	○
法界院	2,614	×	○	×	×
備中高松	2,594	×	○	×	×
備前三門	2,294	○	○	×	×
備前一宮	2,052	○	○	×	×

○：整備済み ×：未整備

2) 軌道駅

岡山市内には、岡山電気軌道株式会社の2路線（東山線、清輝橋線）が運行しており、16駅が位置しています。



出典：岡山電気軌道株式会社 HP

図 2-9 岡山電気軌道路線図

平成 14 年より、電停との段差がない 100%超低床式路面電車が運行されています。車椅子でもスムーズに乗れる機能性を有しています。



図 2-10 超低床式路面電車

3) 路線バス

本市では、床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なノンステップバスの導入を促進しています。

本市のノンステップバス導入率は、令和2年度末時点で約31%となっています。



図 2-11 ノンステップバス

4) タクシー

岡山県内でのユニバーサルデザインタクシーの導入状況は、令和2年度末現在で、68台（全国ハイヤー・タクシー連合会公表）となっています。

ユニバーサルデザインタクシーは、車椅子利用者やベビーカー利用の親子連れなど、誰もが利用しやすい構造となっており、本市でも導入を促進しています。



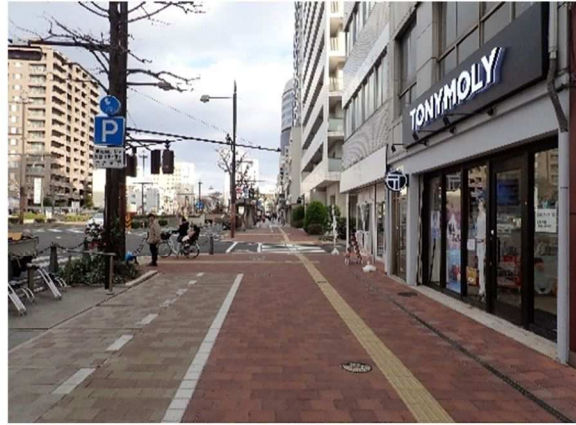
図 2-12 ユニバーサルデザインタクシー

(3) 道路におけるバリアフリー化の現状

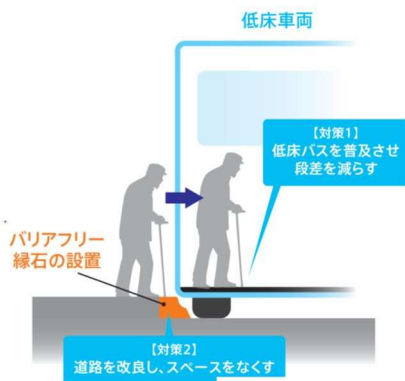
本市では、高齢者や障害者などを含め、すべての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、病院などを結ぶ道路や駅前広場・バス停などにおいて、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの設置、案内標示の多言語化などにより、道路空間のユニバーサルデザインを推進することとしています。



段差のない歩道



視覚障害者誘導用ブロックの設置



バリアフリー縁石



案内板の多言語化

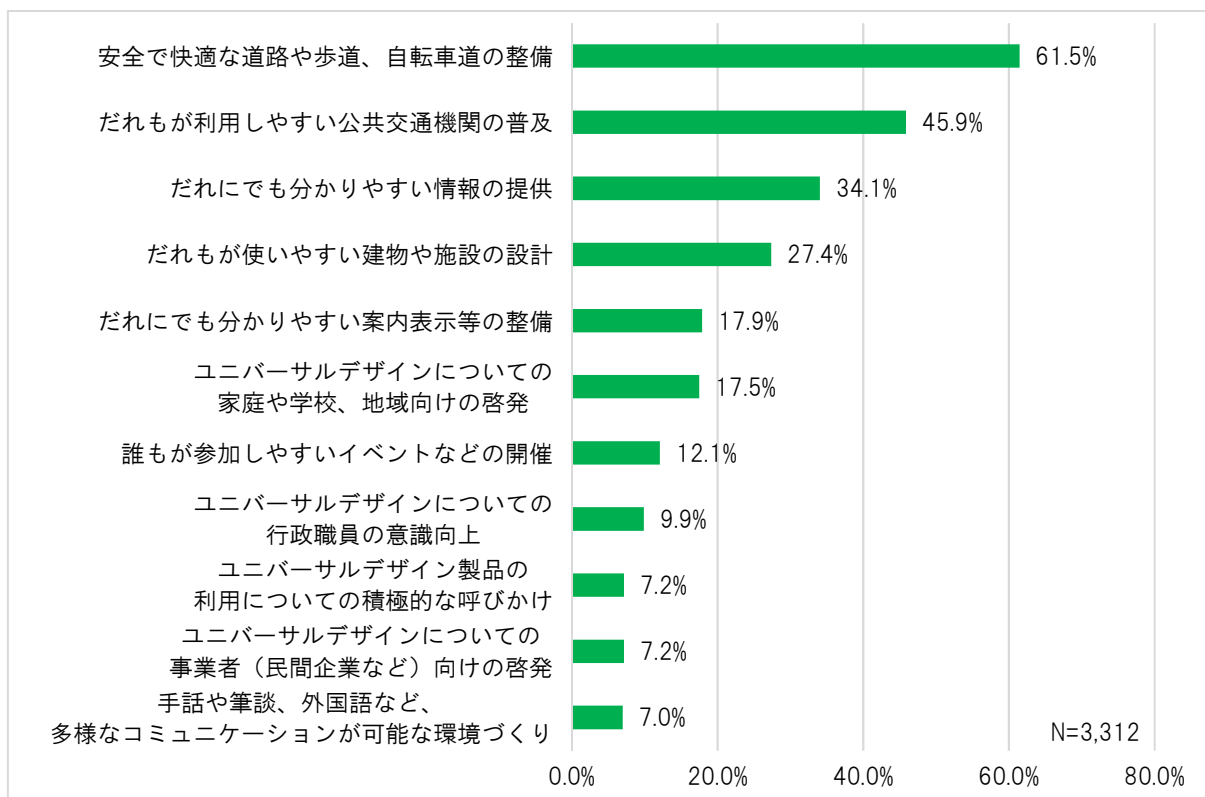
図 2-13 道路に関するバリアフリー化の取組事例

2.2 バリアフリーに対する市民ニーズ

(1) ユニバーサルデザインに関する市民意識調査

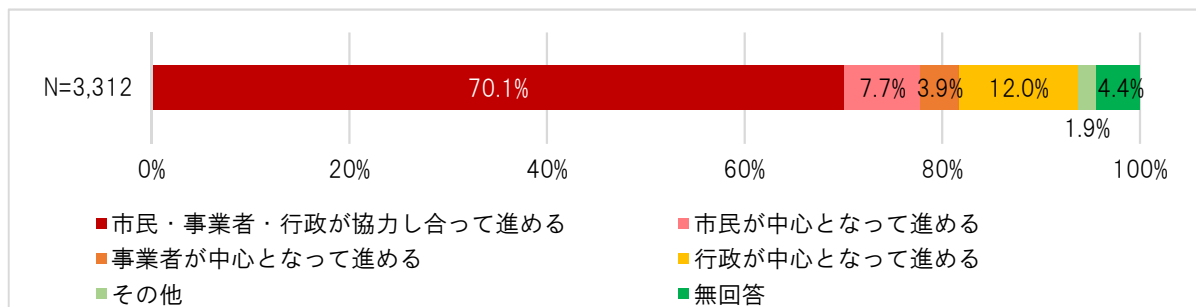
平成 30 年に実施されたユニバーサルデザインに関する市民意識調査では、「ユニバーサルデザイン」のまちづくりを進める上で、優先的に取り組むべきこととして、「安全で快適な道路や歩道、自転車道の整備」が61.5%と最も高く、次いで「だれもが利用しやすい公共交通機関の普及」が45.9%となっており、ハード面の整備を望む人が多く見られます。その一方で、「だれにでも分かりやすい情報の提供」が34.1%、「ユニバーサルデザインについての家庭や学校、地域向けの啓発」が17.5%となっており、ハード面のみならずソフト面での取組も重要視されています。

また、「ユニバーサルデザイン」のまちづくりをどのような方法で進めるべきかという問いでは、「市民・事業者・行政が協力し合って進める」が70.1%と圧倒的に高くなっています。



出典：岡山市ユニバーサルデザインに関する市民意識調査報告書（H30.9）

図 2-14 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める上で優先的に取り組むべきこと



出典：岡山市ユニバーサルデザインに関する市民意識調査報告書（H30.9）

図 2-15 「ユニバーサルデザイン」のまちづくりをどのような方法で進めるべきか

2.3 基本計画策定に向けた課題の整理

本市では、高齢化の進行に伴い、今後高齢者人口が増加することが見込まれています。また、障害者や外国人市民・旅行者も増加傾向にあり、今後移動や施設の利用にあたって様々な障壁を感じる人が増加することが想定され、これらを踏まえたバリアフリー化の都市空間づくりや社会環境づくりが課題になります。

また、バリアフリー化の整備は、これまでバリアフリー法等で定められている各種の基準に基づき、公共交通機関や道路、建築物等の各施設で個々に実施されてきていますが、移動の連続性に配慮すると、出発地から目的地に至る動線上に存する複数の施設・空間や車両等の連続的なバリアフリー化の整備を進める必要があります。

さらに、市民意識調査から、バリアフリー化においてはハード面のみならず、ソフト面の取組も重要視されています。ハード面の施策に加えて、ソフト面の施策を組み合わせつつ、総合的に施策を転換していくことが重要です。

以上を踏まえ、基本計画の策定にあたっては、「面的・一体的なバリアフリー化」、「ハード・ソフト両面からのバリアフリー化」を推進していくことを念頭に置いて検討する必要があります。また、バリアフリー化の推進体制として、移動や施設の利用の主体となる市民の参加を基本とし、取組が一過性とならないように継続的な推進を図れる仕組みづくりが必要になります。

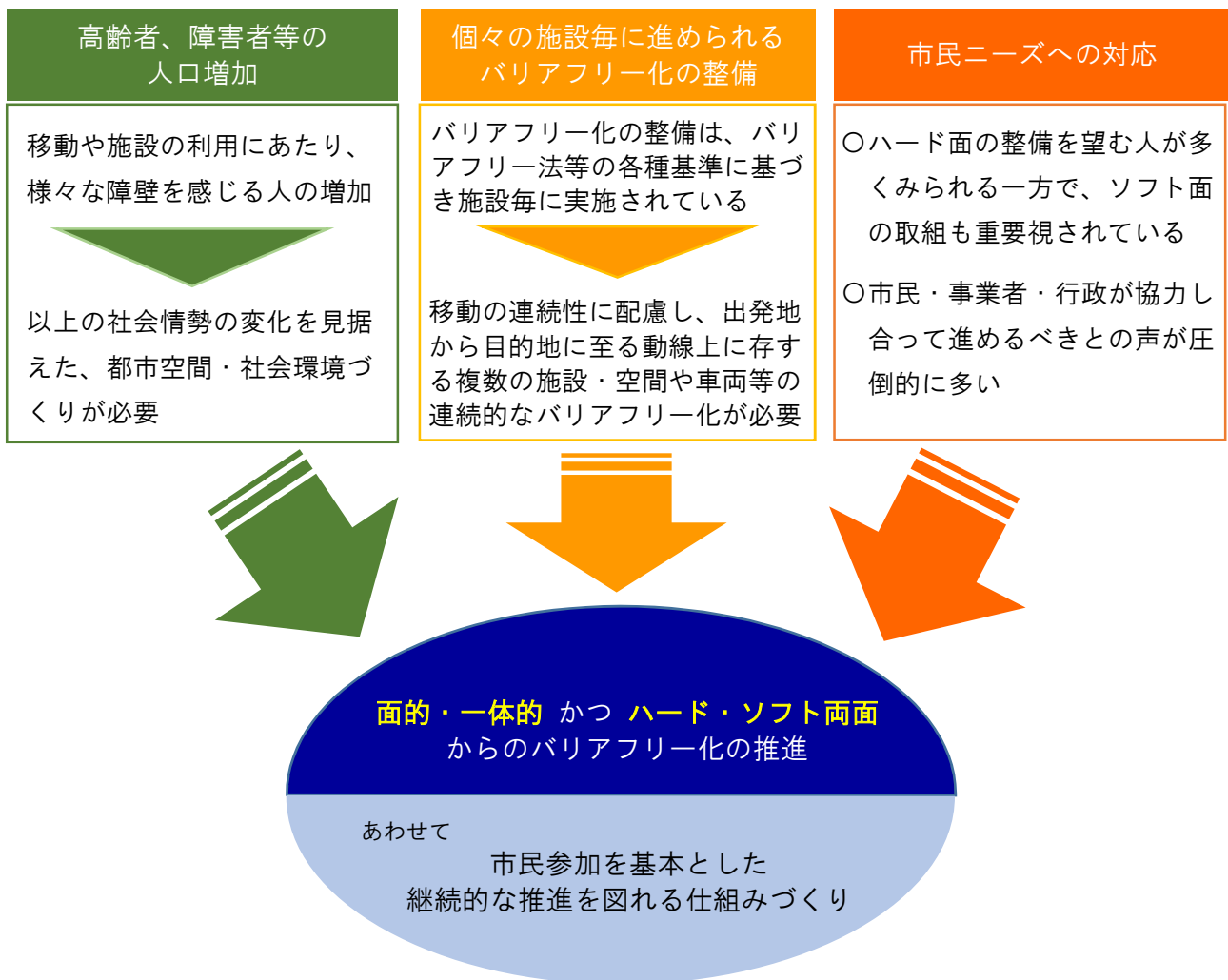


図 2-16 基本計画策定における課題

第3章 岡山市バリアフリー基本計画の理念と方針

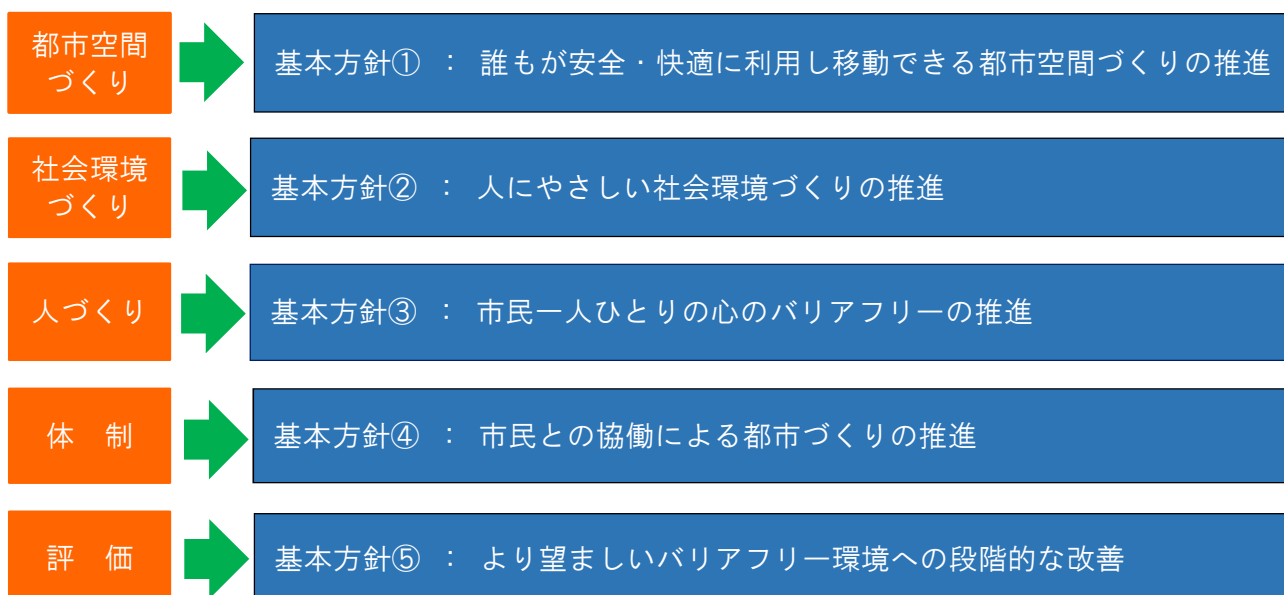
3.1 基本理念

誰もが安全・快適に暮らせる
ユニバーサルデザイン・共生のまちづくり

岡山市は、豊かな自然環境に恵まれ、安全・安心で快適な生活環境と質の高い都市機能のどちらも享受できる「暮らしやすいまち」として発展してきておりますが、市内には性別、年齢などの異なる様々な人が暮らしており、その中には、高齢者や障害者、妊産婦、子育て世代、外国人など日常生活に何らかの不便さや不自由さを抱える人が存在していると考えられます。岡山市がこれまで培ってきた「暮らしやすさ」に一層磨きをかけ、真に豊かな街を形成していくことが必要であるとの認識のもと、「誰もが安全・快適に暮らせるユニバーサルデザイン・共生のまちづくり」を基本理念として掲げ、障害の有無や年齢、言語の違い等にかかわらず、あらゆる人が安心・快適に暮らせるまちの実現を目指すこととしています。

3.2 基本方針

基本理念の実現に向けては、「都市空間づくり」「社会環境づくり」「人づくり」「体制」「評価」の5つの柱を軸として、それぞれ基本方針を定め、バリアフリーの取組を展開していきます。



①誰もが安全・快適に利用し移動できる都市空間づくりの推進

不特定多数の人が利用する施設や公共交通、それらを結ぶ経路の一体的なバリアフリー化を推進し、誰もが安全・快適に移動し、施設を利用できる都市空間づくりを進めます。

②人にやさしい社会環境づくりの推進

すべての人々が何の制約やストレスのない状態で日常生活や社会活動を行えるよう、誰もが必要な情報を得て、快適にコミュニケーションができ、適切なサービスを受けることのできる環境づくりを進めます。

③市民一人ひとりの心のバリアフリーの推進

すべての人が平等に参加できる社会や環境について考え行動する「心のバリアフリー」を推進し、バリアフリー化を推進する基盤となる市民一人ひとりのバリアフリーの意識の浸透を図ります。

④市民との協働による都市づくりの推進

構想・計画段階からの市民参加を基本としたバリアフリー化の仕組みづくりに取り組みます。

⑤より望ましいバリアフリー環境への段階的な改善

概ね5年ごとに評価・検証を行いスパイラルアップを図ります。また、重要度等を勘案し移動等円滑化促進地区の新規設定や重点整備地区への移行による効率的なバリアフリー化を進めます。

3.3 役割分担

以上の基本方針に基づき、様々な取組を推進する上で、市民、事業者（施設管理者）、岡山市の3者が目標を共有し、それぞれに期待される役割を理解して、主体的に取り組んでいくことが求められます。また、各主体が相互に連携し、総合的に取組を展開していくことが重要です。

市民に期待される役割

バリアフリーの考え方を理解し、モラルを高め、お互いに思いやる気持ちや助けあう心を持ち、より良い地域社会の実現に向けて実践していくことが期待されます。

- ◆高齢者、障害者等の支援や協力
- ◆施設（トイレやエレベーター等）の適正な利用 等

＜バリアフリー法＞ 国民の責務

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

事業者（施設管理者）に期待される役割

管理している施設や提供している「もの」、「サービス」へのバリアフリーの考え方の積極的な導入や、利用者への情報提供を行っていくことが期待されます。

- ◆施設・設備のバリアフリー化（ハード）
- ◆利用者支援や適切な情報提供（ソフト）
- ◆施設の適正な利用に関する利用者への周知・啓発 等

＜バリアフリー法＞ 施設管理者等の責務

施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

岡山市の役割

市民、事業者（施設管理者）等との連携を図り、バリアフリーの推進に向けた体制の確立と総合的な施策の展開を進めます。また、市民、事業者に対し、バリアフリーの促進に向けた普及・啓発、情報発信に取り組みます。

- ◆バリアフリー化の推進体制の確立
- ◆バリアフリー化事業の進捗管理・評価
- ◆バリアフリー化の促進に向けた普及・啓発、情報発信 等

＜バリアフリー法＞ 地方公共団体の責務

地方公共団体は、国の施策（教育活動、広報活動等）を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努める等）に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。